## 「個人情報保護基本法制に関する大綱」と個人信用情報に関するこれまでの議論との対比

項目	個人情報保護基本法制に関する大綱 (平成 12 年 10 月)	個人信用情報保護・利用の在り方に関する 論点・意見の中間的な整理(平成 11 年 7 月)	個人信用情報保護・利用の在り方に関する 懇談会報告書(平成 10 年 6 月)
1. 目的	高度情報通信社会の進展の下、個人情報(個人に関する情報であって、個人が識別可能なものをいう。)の流通、蓄積及び利用の著しい増大にかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し基本となる事項を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とするものとすること。		
2. 基本原則 3. 個人情報取扱事業者(仮称)の義務等	(略)  ○ 基本法制としての性格上、個人情報取扱事業者の義務は必要最小限度となっており、個人情報取扱事業者やその事業者団体においては、3. の規定が定める以上の充実した保護措置を自主的に講ずるよう努力することが求められる。	(自主ルールとの関係について) 〇 個人信用情報の保護には、法制化になじむ領域と自主ルールになじむ領域とが存在することから、自主ルールを拡充して重層的な保護を図るべき。 〇 行為規制の内容については、基本原則は法定し、細目に及ぶ具体的な内容は自主ルールで補完するような制度とすべき。	(自主規制による対象は各業界が収集を対している対象は各業界が収集を対している対象による対の対象情報を対しているができまれている。

項		個人情報保護基本法制に関する大綱	個人信用情報保護・利用の在り方に関する	個人信用情報保護・利用の在り方に関する
	-	(平成 12 年 10 月)	論点・意見の中間的な整理(平成 11 年 7 月)	懇談会報告書(平成 10 年 6 月)
			<b>&lt;参考&gt;</b>	
		〇 本基本法制は、民間事業者のうち、電子計算機等を	(マニュアル情報の扱いについての意見)	
		用いて検索することができるよう体系化された個人情報	以下の通り意見が分かれた。	
		の集合物(以下「個人情報データベース等」という。)を	① マニュアル情報を法的保護の対象外と	
		事業の用に供している一定の事業者(以下「個人情報	すべき。	
		取扱事業者」(仮称)という。)を特に法制度の整備の緊	・ →電算情報と同列に扱うことは実務上負	
		要度が高い者として位置付け、それらに対する必要な	担が大き過ぎるので、マニュアル情報は	
		制度を整備するもの。なお、個人情報データベース等に	自主ルールで保護すべき。そして、法的	
		は、電子計算機を用いる場合に匹敵する検索等の処理	な保護・規制の対象は、電算情報あるい	
		が可能であるマニュアル処理情報を含むものとする。	はそれが印字された物とすべき。	
		○ 対象を「一定の」事業者とするのは、単にアクセスする	② マニュアル情報も法的保護の対象とす	
		ことのみが許されており、データの変更、移転等ができ	べき。	
		ない事業者や専ら小規模の個人情報データベース等	→消費者のプライバシー保護の観点か	
		のみを取り扱う事業者等を除くため。	らは、マニュアル情報も電算情報と同様	
		のがで取り放力事業有等を除くため。 	に法的な保護・規制の対象に含めるべ	
			に広的な休暖・税前の対象に含めるべき。	
			<b>c</b> •	   (目的外利用の禁止)
		(1)利用目的による制限及び適正な取得		(日間が利用の宗正)   〇 信用情報機関や会員与信業者が信用
		ア. 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当た		情報機関の保有する情報を利用するこ
		っては、その利用目的を明確にするとともに、当該利用		とについては、与信判断、債権管理に
		目的の達成に必要な範囲内で個人情報の取得、処理		当面は限定することが適当。
		その他の個人情報の取扱いを行わなければならない		〇 情報主体の同意や侵害行為に対する
		ものとすること。		対応等の保護を前提に、与信判断以外
		イ. 個人情報取扱事業者は、一般的に合理的と考えられ		の目的への利用も肯定される(例:債権
		る範囲を超えて利用目的を変更してはならないものと		管理への利用、同意を前提としたDM
		すること。		送付)。
		ウ. 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得する場合に		(個人信用情報の保護のための措置)
		は、利用目的を本人に通知し又は公表その他本人が		〇 同意取得義務
		容易に知り得る状態にすること(以下「公表等」という)		・個人信用情報の収集に当たっては、原
		を行わなければならないものとすること。このうち、本人		則として情報主体の明示の同意を要す
		との契約の締結に伴い、又は調査等により本人から直		る。
		接個人情報を取得する場合には、原則として、あらかじ		・預金情報収集の際には、与信判断に利
		め利用目的を明示しなければならないものとすること。		用され得ることにつき同意不要だが、利
		ただし、個人情報取扱事業者の正当な利益を害する		用する場合には改めて同意を得るべ

			In 1 In the Internal	/m   /= m  + +n /n =+
項	目	個人情報保護基本法制に関する大綱	個人信用情報保護・利用の在り方に関する	
		(平成 12 年 10 月) おそれ又は業務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがある場合等は、この限りでないものとすること。 エ. 以下の場合について、本項ア、イ、ウを適用しないものとすること。 ①あらかじめ本人の同意がある場合 ②生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合 オ. 個人情報取扱事業者は、適法かつ適正な方法によって個人情報を取得しなければならないものとすること。	論点・意見の中間的な整理(平成 11 年 7 月)	<ul> <li>懇談会報告書(平成 10 年 6 月)</li> <li>き。</li> <li>・DM発送への利用については、事後の利用停止請求権が確保されれば、事前の同意不要。</li> <li>・グループ内非与信業者から与信判めて情報主体の間接的同意をとるべき。</li> <li>〇目的では、事前に利用目的、管理責任者をとるべき。</li> <li>・情報主体に対し、事前に利用目的、管理責任者る場合の提供先、提供する場合の提供先、提供する場合には、バーデニングパ意、・与信契約締結及び履行に際し情報ワー是正のための措置(文書による同情報の共する場合に対して、対別である旨の説明義務、必知、</li> <li>・与信契約締結及び履行に別がのである旨の説明義務、必知、</li> <li>・持ているのは、である旨の説明義務、必知、</li> <li>・方法の配慮等)が必要。</li> </ul>
		(2)適正な管理 ア. 個人情報取扱事業者は個人情報データベース等を構成する個人情報(以下「個人データ」という。)について、利用目的の達成に必要な範囲内において正確かつ最新の内容に保つように努めなければならないものとすること。 イ. 個人情報取扱事業者は、個人データの保護のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、個人データの取扱いに従事する者に対して個人データの保護に必要な措置が適切に講ぜられるよう監督しなければならないものとすること。 ウ. 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合には、委託先の選		(情報の適正管理) 最新性・正確性の確保義務 ・信用情報機関や与信業者が情報を保 有する期間を限定すべき。 ・信用情報機関への登録・照会に当たっては、厳格な本人確認を行うべき。 〇 安全保護措置の実施義務 ・管理責任者の設置、社内教育の徹底、就業規則における守秘義務規定、内部監査の実施、技術的保護措置(ID、パスワード等)。 外部委託時の監督義務 ・与信業者等一次的情報収集者は委託

項目	個人情報保護基本法制に関する大綱 (平成 12 年 10 月)	個人信用情報保護・利用の在り方に関する 論点・意見の中間的な整理(平成 11 年 7 月)	
	定に配慮し、必要な監督等を行わなければならないものとすること。		先の守秘義務、再提供・不正蓄積・目的外利用の禁止、事故時の責任分担等を委託先との契約で定める。 ・情報主体との契約等により委託者の責任を明確にしなければならない。責任を明確にせず、外部委託により情報主体が損害を被った場合は委託者も責任を負う。
	○ 個人情報取扱事業者においては、政府や事業者団体 のガイドライン等に沿って、適切な安全保護措置を講ず るよう努めなければならない。		
	(3)第三者提供の制限 ア. 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者に提供してはならないものとすること。ただし、あらかじめ本人の同意がある場合、生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでないものとすること。 イ. 以下の場合について、本項アを適用しないものとすること。 ①営業譲渡、分社等により営業資産の一部として個人データを引き継ぐ場合 ②明確化された利用目的を達成するために当該個人情報取扱事業者と共同し、又はその委託により個人データを取り扱う場合		(利用制限) 第三者提供の制限 ・書面等による同意の範囲内での提供に限られるべき。 ・提供先が直接に情報保護について責任を持たなければならない。 ・第三者への提供前の時点で、情報主体から自己情報の利用の中止をする機会が与えられている旨を契約書で明らかにしておくべき。 ・委託先を含む第三者は真に再提供が必要な場合を除き再提供してはいる。 ・独立して情報を利用しない委託先への情報提供は同意を要しないともやむを得ず。
	③個人データを特定の者との間で相互に利用する場合であって、あらかじめその利用目的及び提供先等について本人に通知され、又は公表等が行われている場合		(信用情報機関の在り方) 〇 信用情報機関は適正な与信システムの 維持に重要な役割を果たしており、公益

項目	個人情報保護基本法制に関する大綱	個人信用情報保護・利用の在り方に関する	個人信用情報保護・利用の在り方に関する
	(平成 12 年 10 月)	論点・意見の中間的な整理(平成 11 年 7 月)	懇談会報告書(平成 10 年 6 月)
	④個人情報取扱事業者が第三者提供を目的として個人		的色彩が強い機関であり、適正な運営
	情報を取得する場合のうち、本人からの提供停止等の		を行いうる機関に限定し、登録、認可
	求めに応じて原則として当該個人情報の提供停止その		等とすべきとの意見があった。仮に登
	他の適切な措置を講ずることとされている場合であっ		録制度にしないまでも、それに代わる
	て、あらかじめその旨、第三者提供の方法等について		厳重な行為規制を課すという方法も考
	本人に通知され、又は公表等が行われている場合		えられる。
			登録制等か否かにかかわらず、業務
			内容等のディスクロージャー措置、情
			報登録項目、安全保護措置、情報登録・
			利用状況等について監督官庁に届出さ
			せ、一般閲覧させる措置が必要。
	(4)公表等		(公開)
	ア. 個人情報取扱事業者は、個人データに関して、個人情		〇 本人が容易にアクセス権を行使できる
	報取扱事業者の正当な利益を害するおそれ又は業務		ような環境の確保が必要。すなわち、情
	の適正な実施に支障を及ぼすおそれがある場合、本		報主体が、誰がどのような情報を保有し
	人に通知する場合等を除き、次に掲げる事項について		利用しているのかを確認できるようにする
	公表等を行わなければならないものとすること。		ため、与信業者等は保有する個人信用
	①利用目的		情報の項目等を公開し、誰でも閲覧でき
	②個人情報の保有に責任を有する事業者名		るようにしておく必要があることから
	③開示等に必要な手続		行政機関への届出書類を一般閲覧に供
	④その他個人情報の保護を図るために必要な事項		する事も一案。
	イ. 個人情報取扱事業者は、本人に通知し、又は公表等		〇 目的明確化義務(再掲)
	を行った事項を変更する場合には、軽微な変更である		・情報主体に対し、事前に利用目的、管
	とき又は本人に通知するとき等を除き、変更する事項		理責任者名、情報主体の権利、第三者
	について公表等を行わなければならないものとするこ		に提供する場合の提供先、提供目的等
	٤.		を知らせなければならない。 ・与信契約締結及び履行に際し情報収
			集する場合には、バーゲニングパワー
			まする場合には、ハーケーングハケー 是正のための措置(文書による同意、与
			信判断や当該契約に関係しない情報の
			提供は任意である旨の説明義務、必須
			情報と任意収集情報の明確な区分等収
			集方法の配慮等)が必要。

項	目	個人情報保護基本法制に関する大綱	個人信用情報保護・利用の在り方に関する	
		(平成 12 年 10 月)	論点・意見の中間的な整理(平成 11 年 7 月)	懇談会報告書(平成 10 年 6 月)
		(5)開示 ア. 個人情報取扱事業者は、本人から自己の個人データについて開示の求めがあった場合において、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の利益を害するおそれがあるとき、個人情報取扱事業者の正当な利益を害するおそれ又は業務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとき等を除き、本人に対し、当該個人データを開示しなければならないものとすること。 イ. 個人情報取扱事業者は、本人からの求めの全部又は一部に応じない場合には本人に対しその旨を明示しなければならないものとするとともにその理由の説明に努めなければならないものとすること。		(開示)  情報主体の権利(個人参加の原則) ・開示請求権(自己の情報を保有しいるかどうかの確認、保有情報の容、目的、情報源、提供先等に関す開示請求)。  権利行使を円滑にするため、契約結時に書面に明記するなど手続きを確化しておくことが必要。  本人以外への開示 ・多重債務問題の現状にかんがみ、定の場合に限り連帯保証人や家族
		<ul> <li>○ 対象を「個人データ」すなわち個人情報データベース等を構成する個人情報としているのは、個人情報取扱事業者にとって検索可能で、かつ、自らが開示できる権限を有するものでなければ開示することが困難なため。</li> <li>○ 短期間のみ保有する個人データやバックアップ用の個人データ、既に別の方法で開示が行われているもの等については、その実態や開示の必要性等を勘案し、対象から除外することについて政府において検討が必要。</li> </ul>		の開示を認めるべきとの意見もあた。また、捜査照会に対しては、統 的ルールにより対応が図られるべき
		(6)訂正等 ア. 個人情報取扱事業者は、本人から自己の個人データの内容について正確かつ最新の事実を反映するよう求めがあった場合において、その内容が正当と認められるときは、本人又は第三者の生命、身体、財産その他益を害するおそれがあるとき、個人情報取扱事業者の正当な利益を害するおそれ又は業務の適正な実施に		(訂正、異議申立) 情報主体の権利(個人参加の原則) ・誤情報訂正請求権(誤りの訂正、 報提供先等への訂正通知の請求) ・異議申立権(同意のない自己情報 利用、販促等を目的とした利用・提供 一定の場合を除く外部提供に対す 異議申立て)

項		個人情報保護基本法制に関する大綱	個人信用情報保護・利用の在り方に関する	個人信用情報保護・利用の在り方に関する
7	Н	(平成 12 年 10 月)	論点・意見の中間的な整理(平成 11 年 7 月)	懇談会報告書(平成 10 年 6 月)
		支障を及ぼすおそれがあるとき等を除き、利用目的の 達成に必要な範囲内で、当該個人データの訂正、追		権利行使を円滑にするため、契約総 結時に書面に明記するなど手続きを明
		加、削除その他の適切な措置を講じなければならない		確化しておくことが必要。(再掲)
		ものとすること。		○ 訂正請求の場合には書面により明確な
		イ. 個人情報取扱事業者は、本人からの求めの全部又は		理由を付し、与信業者等は調査する義務
		一部に応じない場合には本人に対しその旨を明示しな		を負う。確認がとれなかった場合、その旨
		ければならないものとするとともにその理由の説明に		コメントを付し再登録する事も考えら
		努めなければならないものとすること。		れる。
		〇 対象を「個人データ」としている趣旨及び一定の除外		
		を設ける趣旨については、開示の場合と同旨。		
		(7)利用停止等		情報主体の権利(個人参加の原則)
		ア. 個人情報取扱事業者は、本人から自己の個人データ		(再掲)
		について以下を理由として利用停止等の求めがあった		・異議申立権(同意のない自己情報の
		場合において、その内容が正当と認められるときは、		利用、販促等を目的とした利用・提供
		本人又は第三者の生命、身体、財産その他の利益を害するおそれがあるとき、個人情報取扱事業者の正当		一定の場合を除く外部提供に対する 異議申立て)。
		音9 るのでれかめるとで、個人情報収扱争来省の正当 な利益を害するおそれ又は業務の適正な実施に支障		共職中立と』   情報主体から情報の利用・提供に対
		を及ぼすおそれがあるとき等を除き、当該個人データ		して異議申立があった場合、契約履行
		の利用停止、削除その他の適切な措置を講じなければ		のために必要な場合、事前の同意に基
		ならないものとすること。		づく与信判断目的の利用の場合、公共
		(1)(1)ア、イに反し、利用目的の達成に必要な範囲を超え		の利益のため法令で求められる場合を
		て利用が行われていること。		除き、これに応じなければならない。
		②(1)才に反し、違法又は不適正な方法により取得された		権利行使を円滑にするため、契約総
		ものであること。		結時に書面に明記するなど手続きを明
		③(3)に反し、第三者に提供されていること。		確化しておくことが必要。(再掲)
		イ. 個人情報取扱事業者は、本人からの求めの全部又は		
		一部に応じない場合には本人に対しその旨を明示しな		
		ければならないものとするとともにその理由の説明に		

項	目	個人情報保護基本法制に関する大綱 (平成 12 年 10 月)	個人信用情報保護・利用の在り方に関する 論点・意見の中間的な整理(平成 11 年 7 月)	
		○ 対象を「個人データ」としている趣旨及び一定の除外を設ける趣旨については、開示及び訂正等の場合と同旨。		
		(8)苦情の処理 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情について、必要な体制の整備等を行い、適切かつ迅速な処理に努めなければならないものとすること。		
		<ul> <li>○ 私人間の関係である個人情報取扱事業者と本人との間に発生する問題は、迅速性という観点からも、基本的に当事者間で扱われるべき。</li> <li>○ 当事者間で解決しない場合には、(9)の苦情の処理等を行う認定団体や主務大臣等に苦情の処理を申し出ることができる。</li> <li>○ 事案によっては、人権関係機関等や司法手続きを利用できる場合もある。</li> </ul>		
		(9)苦情の処理等を行う団体の認定 個人情報取扱事業者は、苦情の処理等を行うために、 個人情報取扱事業者を構成員とする団体を設け、申請に より主務大臣の認定を受けることができるものとするこ と。		
		<ul><li>○ 苦情の処理等を行う団体に関して法律に基づく認定の制度を設けることにより、事業者団体の自主的な取組を尊重した上で、個人情報保護の水準の確保・向上を図る。</li><li>○ 団体の認定に当たっては、国際的な動向も念頭に置きつつ、個人の信頼が保たれるよう</li></ul>		

項	目	個人情報保護基本法制に関する大綱 (平成 12 年 10 月)	個人信用情報保護・利用の在り方に関する 論点・意見の中間的な整理(平成 11 年 7 月)	個人信用情報保護・利用の在り方に関する   懇談会報告書(平成 10 年 6 月)
		・対象となる構成員が明確になっていること ・本基本法制に沿った適切なガイドラインを策定し構成 員に遵守させていること 等により、中立性・客観性が保たれる苦情処理の仕組 みが整備されていること等を考慮すべき。 〇 団体は、ガイドライン策定や苦情処理等のほか、広 報・啓発活動等を行うことも考えられる。	(自主ルールとの関係について)(再掲) 〇 個人信用情報の保護には、法制化になじむ領域と自主ルールになじむ領域とが存在することから、自主ルールを拡充して重層的な保護を図るべき。 〇 行為規制の内容については、基本原則は法定し、細目に及ぶ具体的な内容は自主ルールで補完するような制度とすべき。	(自主規制による対応等)(再掲) (自主規制による対応等)(再掲) (自主規制による対応等)(再掲) (有を望しいする) (をはいましたが、対し、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、

項目	個人情報保護基本法制に関する大綱 (平成 12 年 10 月)	個人信用情報保護・利用の在り方に関する 論点・意見の中間的な整理(平成 11 年 7 月)	
4. 政府の措置及び施策	(1)国の行政機関の保有する個人情報の保護(略) (2)独立行政法人等に対する措置(略) (3)法制上の措置等 政府は、個人情報であって、その性質、利用方法等に 照らし、特に厳重な保護を要する等、別途の措置が必要なものについては、法制上の措置その他の必要な措置を 講ずるものとすること。  〇 本基本法制を上回る保護の水準を確保する必要がある場合や本基本法制における各規律によることが適当でない場合には、個別に、当該個人情報の性質、利用方法、取扱いの実態等に即して、罰則規定の整備を含め、法制上の措置又は各種の制度施策を必要に応じて構ずべき。	する個人情報一般を保護する法律の立	
	(4)個人情報の保護の推進に関する基本方針の策定等 ア. 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ 一体的な推進を図るため、個人情報の保護の推進に 関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならないものとすること。 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとすること。 ①個人情報の保護の推進について講じようとする施策の基本となるべき事項		

項目	個人情報保護基本法制に関する大綱 (平成 12 年 10 月)	個人信用情報保護・利用の在り方に関する 論点・意見の中間的な整理(平成 11 年 7 月)	
5. 地方公共団体の措置	(1)地方公共団体の保有する個人情報に関する施策(略) (2)区域内の事業者及び住民に対する支援等 ア. 地方公共団体は、個人情報の保護に関し、その区域 内に所在する事業者及び住民に対する施策の実施に 努めなければならないものとすること。 イ. 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関して生じた 苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦 情の処理のあっせん等必要な施策を講ずるよう努めな ければならないものとすること。 (3)国及び地方公共団体の協力 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策 を講ずるにつき、相協力するものとすること。		(地方公共団体の役割) ○ 地方公共団体も現行法上ある一定の業者を監督する立場にあることから、個人信用情報保護の監督機関としての一定の役割を求めることも考えられる。
6. 罰則	4. (5)イによる主務大臣の改善・中止命令に対する違反につき、罰則を設けるものとすること。  〇 4. (3)の法制上の措置を講ずるに当たっては、個人情報の取扱いに関連する既存の各法律の守秘義務規定を中心に、個人情報の「質」と「侵害の態様」に応じた個人情報保護の観点から、早期に見直して罰則規定の整備を図るとともに、今後、本基本法制の趣旨に沿って各関係の法律を整備するに当たっても、同様の観点から罰則規定の整備を検討することが求められる。	部からの不正アクセスには処罰で対応すべき。 〇 構成要件は厳密にすべき。	(刑罰)     行為主体、態様     ・ハイリーセンシティブ情報や信用判断に直結する情報等重要な情報に対象を限定すべき(多数意見)。     ・情報保有者:漏洩、不正提供、不正利用。     ・従業員、外部者:データ改竄、偽造等。     ・業務受託者:不正蓄積・利用・提供。     ・情報窃取、故買も処罰すべき。

項目	個人情報保護基本法制に関する大綱	個人信用情報保護・利用の在り方に関する	個人信用情報保護・利用の在り方に関する
	(平成 12 年 10 月)	論点・意見の中間的な整理(平成 11 年 7 月)	懇談会報告書(平成 10 年 6 月)
項 目 7. その他	個人情報保護基本法制に関する大綱 (平成12年10月)  (1)適用除外について ア・報道分野等との調整について(略) イ・その他の適用関係の調整について 個人情報の取扱いに関し、他の法律により当該法律の観点から特別の取扱いを規定している場合や、公共の安全・秩序の維持又は公衆衛生等の公益上の必要性から特別の配慮が求められる場合等が少なくなく、本基本法制の各規定の趣旨を勘案し、本基本法制の適用により上記のそれぞれの場合においてどのような支障が生ずるかについて各規定ごとに具体的に検討した上で調整する必要がある。このため、政府においてはこれらの関係について各規定ごとに具体的に検討した上で調整する必要がある。このため、政府においてはこれらの関係について法案の立案過程で立法技術上の観点から調整措置を検討する必要がある。  (2)苦情・紛争処理の仕組みについて 〇 個人情報の取扱いに関連して生ずる事業者と本人と	個人信用情報保護・利用の在り方に関する論点・意見の中間的な整理(平成 11 年 7 月) (両罰規定) 〇 法人の責任について意見が分かれた。 ①組織的犯罪や重大な管理・監督を怠った場合等に限定すべき。 ②過失責任が認められる場合には基本的に刑事責任を免れないとすべきで、そのために自然人行為者と法人に対する罰金額に差を設けるべき。	個人信用情報保護・利用の在り方に関する 懇談会報告書(平成10年6月) (両罰規定) 場合によっては、いわゆる両罰規定によって法人に対しても刑罰(罰金)業務停止等の行政処分を課すことも考えられよう。
	の間の争いは、原則として当事者間で解決すべきものとし、事業者側の体制整備を図るものとする(3.(8)、(9))。		
	○ その上で、5. (2)による国・地方を通じた既存のネットワーク等も活用しつつ、各業の所管の大臣等がそれぞれの所管に応じて必要最小限度の監督を行うシステムを整備することが必要。		
	〇 また、民間における自主的な苦情・紛争処理活動との 有機的連携が効率的側面から重要。		

項	B	個人情報保護基本法制に関する大綱	個人信用情報保護・利用の在り方に関する	個人信用情報保護・利用の在り方に関する
	П	(平成 12 年 10 月)	論点・意見の中間的な整理(平成 11 年 7 月)	懇談会報告書(平成 10 年 6 月)
		○ 本大綱では、以上のような考え方から、本基本法制に	〇 刑罰を含む法整備とあわせて、自主ル	- Carletting I was a second of the second of
		おいて、行政機関としての独立的な苦情・紛争処理機	一ルや紛争解決的機能を持つ監視機関	
		関を設けることとしていないが、行政機関と司法機関の	の設置も視野に入れた制度作りを進める	
		役割分担の在り方、本基本法制制定後の運用状況等	ことが適切。	
		を勘案して、将来的には検討すべき。	○ 与信業者に個人信用情報保護を手厚く	
		〇 その他にも、本基本法制の制度運営が個人情報の取	するインセンティブが生じるような制度的	
		扱いの実態及び今後の動向に適時・的確に対応したも	フレームワークの構築が必要。	
		のとなるよう、政府による有識者等の意見を反映させる	プレームラープの情報が必要。	
		ための仕組みの整備等について検討が必要。		